

子育てのための施設等利用給付認定を受けた子どもの保護者の皆さま

施設等利用費の請求手続きのご案内

子育てのための施設等利用給付認定を受けた子どもが、無償化の対象となるサービスを利用した場合、いったん支払った利用料（施設等利用費）を、保護者の請求に基づいて、お支払いします。

◆ 無償化の対象となるサービス

- 幼稚園や認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育
- 一時預かり（保育所・幼稚園・認定こども園の一時預かり、緊急一時預かり事業など）
- 認可外保育施設
- 病児保育
- ファミリーサポートセンター事業

ご利用になる施設やサービスが、無償化の対象となるかは、施設が所在する市町村または施設に直接おたずねください。

◆ 無償化の対象となる利用料には、給食費、通園費、行事費、その他実費（日用品代、制服代等）は、含まれません。

◆ 施設等利用費（無償化の給付）の請求には、お住まいの市町村で、子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定を受けていない方は、至急申請手続きをしてください。また、岡山市から転出する場合は、転入先の市町村で認定の申請手続きが必要です。

■ 請求の手続き ■ （3か月（四半期）ごとに必要です）

保護者は、請求書類を市へ提出する必要があります。

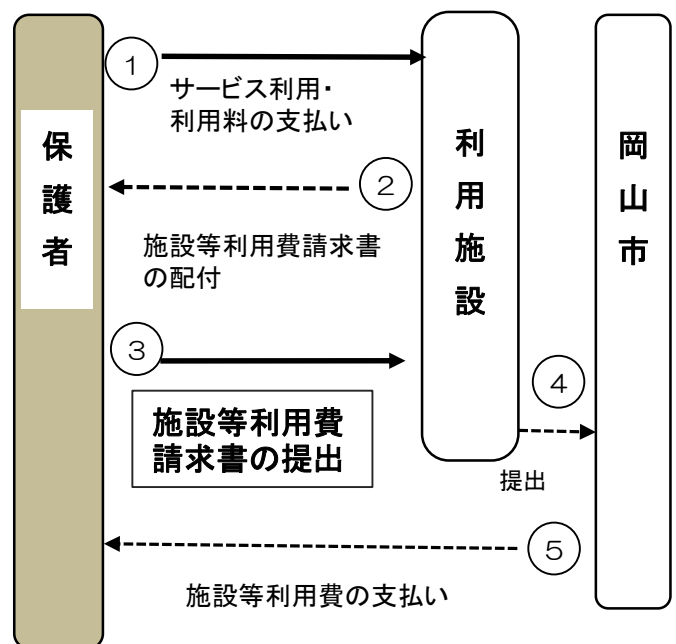
提出先は、（A）利用している施設に提出する場合

（B）直接、岡山市へ提出（郵送）する場合 のいずれかです。

どちらへ提出するか、ご利用の施設へ確認し指示にしたがってください。

（A）利用している施設に請求書類を提出する場合

- ① 保護者は、利用したサービスの利用料を施設に支払います。
- ② 施設は、保護者に施設等利用費請求書を配付します。（初回請求のみ）
請求書は市のホームページからも入手できます。
- ③ **保護者は、施設等利用費請求書を記入のうえ、施設に提出してください。**
→ **3か月（四半期）ごとの提出です。**
第1四半期（4～6月）
第2四半期（7～9月）
第3四半期（10～12月）
第4四半期（1～3月）
- ④ 施設は、とりまとめた施設等利用費請求書に、施設が作成した必要な書類を添えて、岡山市へ提出します。
- ⑤ 市は、審査ののち、施設等利用費を保護者名義の金融機関口座へ振り込みます。（支払の通知と次回の施設等利用費請求書を送ります。）



(B) 直接、岡山市へ請求書類を提出（郵送）する場合

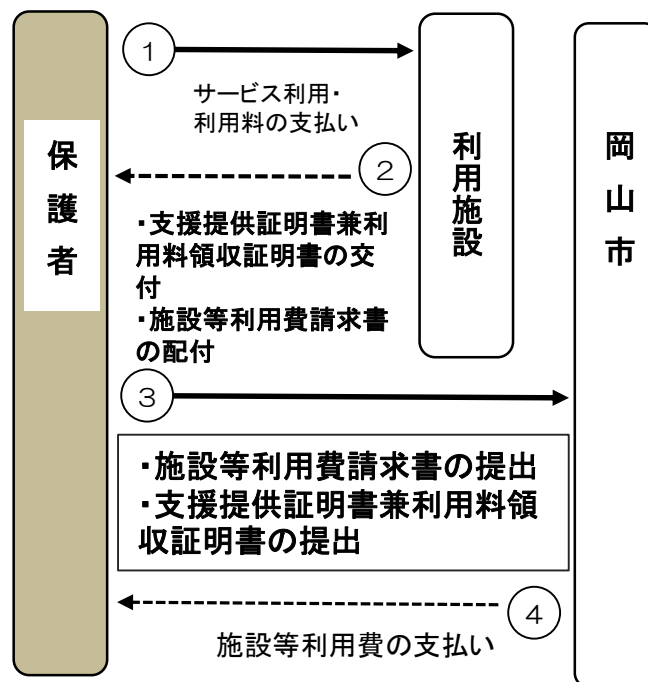
- ① 保護者は、利用したサービスの利用料を施設に支払います。
- ② 施設は、保護者に、支援提供証明書兼利用料領収証明書を交付します。あわせて、施設等利用費請求書を配付します。（初回請求のみ）
請求書は市のホームページから入手できます。

③ 保護者は、施設等利用費請求書を記入し、支援提供証明書兼利用料領収証明書を必ず添えて、岡山市に提出（郵送）してください。

→ **3か月（四半期）ごとの提出です。**

第1四半期（4～6月） 第2四半期（7～9月）
第3四半期（10～12月） 第4四半期（1～3月）

- ⑤ 市は、審査ののち、施設等利用費を保護者名義の金融機関口座へ振り込みます。（支払の通知と次回の施設等利用費請求書を送ります。）



岡山市の提出先…岡山市就園管理課（岡山市役所本庁舎9階）
郵送の宛先は、〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市就園管理課
（封筒に「施設等利用費請求書在中」と赤字で明記してください。）

■ 請求締切日・支払予定 ■

施設へ提出する場合は、施設の指示する提出締切日までにご提出ください。

利用月	請求書類の提出締切日	振込予定
令和2年 4月～6月	令和2年 7月 27日（市に必着）	令和2年 9月17日頃
令和2年 7月～9月	令和2年10月 26日（市に必着）	令和2年12月17日頃
令和2年10月～12月	令和3年 1月 25日（市に必着）	令和3年 3月17日頃
令和3年 1月～3月	令和3年 4月 26日（市に必着）	令和3年6月17日頃

- 請求書類の提出締切は、利用した最終月の翌月25日です。ただし25日が土・日・祝日の場合は、直後の開庁日となります。
- 提出締切日を過ぎた場合、通常の振込予定の翌月以降の支払いになります。（提出締切日以内の提出でも、請求内容に不備等がある場合は同じ扱いとなる場合があります。）

■ 施設等利用費の支給額（月額） ■

施設等利用費の支給額は、法令で定められた上限額（月当たり）と実際の月額利用料を比較し、低い方の金額となります。

- 幼稚園や認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育の上限額（月当たり）
… 日額450円×利用日数（3歳以上は11,300円、3歳未満は16,300円が上限）
- 一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリーサポート事業の月額上限
… 3～5歳児クラス… 月額 37,000円 0～2歳児クラス…42,000円
幼稚園・認定こども園（教育利用）の在籍児の場合… 3歳以上は11,300円、3歳未満は16,300円

保育利用及び無償化コールセンター（9時～17時） TEL 086-226-0202

施設等利用費請求書の記入例

- 請求書に正確な情報を記載するため、請求書を作成する際は、必ずお手元に次の書類を用意してください。
 - 子育てのための施設等利用給付認定通知書
 - 請求対象月に利用施設に支払った利用費の金額が確認できる書類（領収書等）

★『施設等利用費請求書』は、保護者の方が利用施設に支払われた施設等利用費に対して、市から「償還払い」を受けるための書類です。

★四半期ごと、認定子どもごとに請求書を作成・提出する必要があります。

記入した内容を訂正する場合は、必ず請求者印で訂正してください。

★修正液・修正テープによる訂正や、請求者印以外の印による訂正は無効です。

(表面)

様式第1号(第6条関係)

岡山市長 様

施設等利用費請求書

第1四半期 令和 2 年 4月～6月分
 第2四半期 令和 年 7月～9月分
 第3四半期 令和 年 10月～12月分
 第4四半期 令和 年 1月～3月分

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、裏面記載の事項に同意します。

請求日 令和 2 年 7 月 10 日

1. 請求者(施設等利用給付認定保護者)及び償還払いの振込先

フリガナ 請求者 氏名 ※2	オカヤマ タロウ	認定 子ども	現	〒 700 - 8544	電話 086 - *** - ***
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日	続柄			
償還払い 振込先 ※3 ※4	中国 銀行・信用金庫 岡山市役所 支店 出張所	金融機関名 / 支店名	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義 (カタカナ) オカヤマ ハナコ

※2 請求者氏名は、必ず「子育てのための施設等利用給付認定通知書」に記載された保護者の氏名を記入してください。

※3 原則、請求者名義の口座です。請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、裏面の「委任状」を作成してください。

※4 「前回と同じ振込先を指定」を選んだ場合は、金融機関名等の口座情報の記載を省略してもかまいません。

2. 認定子ども

フリガナ 認定子ども 氏名	オカヤマ コタロウ	施設等利用 給付認定	認定区分	<input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
生年月日	平成 28 年 1 月 1 日	請求対象期 間における 住所	認定番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
		<input checked="" type="checkbox"/> 上記現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した(転入日: 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 転出した(転出日: 令和 年 月 日)		

3. 請求対象期間における在籍・利用施設等

在籍 幼稚園 等	施設区分	施設名称	施設所在地	契約している利用料 ※5
	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚園	フリガナ: マルマル幼稚園	〒 *** - **** 電話 *** - *** - ****	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 ** , *** 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円
請求対象期 間における 在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した(退園日: 令和 年 月 日)	幼稚園、認定こども園等に在籍(教育利用)していない場合は記入不要です。		

利用した 認可外 保育施設等	施設・事業区分	施設・事業名称	施設等所在地	契約している利用料 ※5
	<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	フリガナ: シカクシカク保育園	〒 *** - *** 電話 *** - *** - ****	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,000 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	□口ほいくえん	岡山市O区OO*-*-*	
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	△△園	岡山市△区△△*-*-*	<input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,000 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	フリガナ:	〒 - 電話 - -	<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算出した月額相当の利用料額を、月額欄に記入してください。

認可外保育施設等の施設等利用費を請求する方(在籍園の「預かり保育事業」の利用なし) ▶▶▶ 裏面 4-2 へ

請求対象期はいずれかひとつにチェックしてください。

★異なる請求対象期(四半期)の利用費を、1枚の請求書で請求することはできません。

「子育てのための施設等利用給付認定通知書」に記載された保護者名(認定保護者)と一致していることを必ず確認してください。

★請求者の氏名が、認定保護者と異なる場合、利用費を支払うことができません。

請求者と口座名義が異なる場合は、裏面の委任状への記入・押印が必要です。

認定区分及び認定番号は「子育てのための施設等利用給付認定通知書」で確認してください。

施設等利用費の請求内容(預かり保育事業に係る利用費請求の有無)に応じて、裏面の4-1または4-2のいずれかに請求内訳を記入してください。

- 利用施設に支払った利用費の金額が確認できる書類（領収書等）を確認しながら、該当する年月の欄に正確に請求内訳を記入してください。

★無償化の対象となる施設等利用費には、給食費、通園費、行事費、その他実費（日用品代、制服代等）は含まれません。

(裏面)

利用年月は、表面でチェックした請求対象期（四半期）と一致する年月を記入してください。

在籍園の預かり保育事業が※7の条件に該当しない場合は、在籍園以外の認可外保育施設等に支払った利用費を請求することはできません。

月額上限額は、施設等利用給付の認定区分によって異なります。

処理結果 一致 不一致

4-1. 在籍園の「預かり保育事業」利用あり 施設等利用費の償還払い請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				在籍園以外の認可外保育施設等に支払った金額(合計)		対象額合計 (E=C+D)	月額上限額 (F) ※8	請求額 (EとFの低い方)
	預かり保育に支払った金額 (A) ※6	利用日数	算定基本額 (450×利用日数) (B)	AとBの金額の低い方を記入 (C)	(D) ※6 ※7				
令和2年 4月	5,000円	10日	4,500円	4,500円	10,000円	14,500円	11,300円	11,300円	
5月	5,000円	10日	4,500円	4,500円	5,000円	9,500円	11,300円	9,500円	
6月	4,000円	8日	3,600円	3,600円	10,000円	13,600円	11,300円	11,300円	

※6 上記の支払った額 (A、D) について、それぞれ次の証明書類を添付してください。

※7 「在籍園以外の認可外保育施設等に支払った金額 (D)」は、在籍園の預かり保育事業が次のいずれかに該当する場合のみ記入してください。
 ○教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満の場合
 ○年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合

- A 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書 (預かり保育)
 D 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書 (認可外保育施設)
 援助を行う会員が発行した活動報告書 (一子育て援助活動支援事業を利用した場合)

※8 幼稚園、認定こども園等の預かり保育事業利用に係る月額上限額 (F) は、次のとおりです。
 ●施設等利用給付 第2号認定 … 11,300円
 ●施設等利用給付 第3号認定 … 16,300円

在籍園(幼稚園、認定こども園等の教育利用)の預かり保育事業に係る利用費を請求する場合は、こちら(4-1)に記入してください。

(在籍園の預かり保育事業に加え、認可外保育施設等の子育て支援サービスの利用費を請求する場合もこちら)

4-2. 在籍園の「預かり保育事業」利用なし 施設等利用費の償還払い請求内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)		一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料		支払額合計 (I=G+H)	月額上限額 (J) ※11	請求額 (IとJの低い方)
	(G) ※9 ※10	(H) ※10					
令和2年 4月	25,000円	0円			25,000円	37,000円	25,000円
5月	37,000円	0円			37,000円	37,000円	37,000円
6月	37,000円	2,000円			39,000円	37,000円	37,000円

※9 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※10 上記の支払った額 (G、H) について、それぞれ次の証明書類を添付してください。

※11 認可外保育施設等の利用に係る月額上限額 (J) は、次のとおりです。
 ●施設等利用給付 第2号認定…37,000円(幼稚園、認定こども園在籍児11,300円)
 ●施設等利用給付 第3号認定…42,000円(幼稚園、認定こども園在籍児16,300円)
 ⇒以下の場合の月額上限額は、それぞれ次のとおりとなります。
 ○途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合
 $37,000(42,000)円 \times 転出日までの日数 \div その月の日数$
 ○途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合
 $37,000(42,000)円 \times 転入先での認定日からの日数 \div その月の日数$

- G 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書 (認可外保育施設)
 H 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書
 援助を行う会員が発行した活動報告書 (一子育て援助活動支援事業を利用した場合)

預かり保育事業の利用がない場合は、こちら(4-2)に記入してください。

委任状

岡山市長 様 令和 2 年 7 月 10 日

私は、施設等利用費の受領に関する権限を右記の代理人に委任します。

請求者本人(委任者) 代理人(振込先名義人)

住所 岡山市北区大供一丁目1-1 住所 岡山市北区大供一丁目1-1

氏名 岡山 太郎 氏名 岡山 花子

生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日 生年月日 昭和 平成 51 年 2 月 2 日

表面で、請求者と異なる名義の振込先を指定した場合は、委任状の記入と押印が必要です。

施設等利用費の審査に係る請求者同意事項

- (1) 請求者と認定子どもが、岡山市内に居住していることを岡山市が住民基本台帳で確認すること。
- (2) 実際に利用していることを岡山市が対象施設に確認すること。
- (3) 利用料の支払い状況を岡山市が対象施設に確認すること。
- (4) 課税状況を岡山市が確認すること。